

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第1回豊島区民間保育所事業者選定審査会
事務局（担当課）		子ども家庭部 保育課
開催日時		令和2年8月25日（火）午前10時～午前11時15分
開催場所		豊島区役所本庁舎8階 803会議室
議 題		1 開 会 2 委 嘱 3 委員紹介 4 事務局紹介 5 会長選任 6 諮問依頼 7 会長代理指名 8 会議録等の取扱い 9 議 事 （1）区立保育園民営化の経緯と池袋第三保育園民営化の進め方について （2）豊島区立池袋第三保育園民営化運営事業者公募要項【案】について （3）審査会の進行と選定の方法について （4）その他
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		（非公開・一部非公開の場合は、その理由） 豊島区行政情報公開条例第7条第5号の規定による。
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		（非公開・一部非公開の場合は、その理由） 公正な選定審査に支障を及ぼす恐れがあるため、議事における発言者は非公開とする。
出席者	委 員	箕輪 潤子（武蔵野大学准教授）、善本 眞弓（東京成徳大学教授）、奥島正信（政策経営部長）、末吉 正伸（施設整備担当部長）、澤田 健（子ども家庭部長）
	事 務 局	保育政策担当課長、保育課長、保育計画グループ係長、公立運営グループ係長、総務総括グループ係長、保育計画グループ主任

※発言者は委員を【ア】～【オ】、事務局を【事】と表記する。

(1) 開会挨拶及び委員委嘱（委嘱状は机上配布）

(2) 審査会会長選任

互選により箕輪委員を会長に選任（善本委員を会長代理に選任）

(3) 諮問（区長代行として保育課長より）

<諮問内容>

豊島区民間保育所事業者選定審査会設置要綱第2条に基づく豊島区立池袋第三保育園運営事業予定者の選定について

(4) 会議の非公開と会議録作成について

「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、当審査会においては選定に関する情報を公開することは選定の適正な遂行に支障をきたすため、同要綱第4条1項2号により非公開として運営し、事業者決定後に委員名簿のみ公開する。会議録についても契約締結前は非公開とし、委員は実名表記をしない。

(5) 区立保育園民営化の経緯と池袋第三保育園民営化の進め方について【資料 1-1】

【資料 1-2】

- ・民営化推進の経緯
- ・民営化を行うことによる効果
- ・区立保育所の役割について
- ・民営化の実績
- ・今後の民営化計画
- ・池袋第三保育園の民営化の検討について
- ・池袋第三保育園の民営化に向けたスケジュール

本日の審査会での意見、8月20日保護者説明会での意見を踏まえ、公募要項の内容を決定する。第二回審査会での書類審査、その後既存施設視察を行い、第三回審査会でのプレゼンテーション審査を経て、最終的に事業者を決定していく。

(7) 公募要項について【資料 1-3】

- ・令和4年4月から認可保育所事業を行う法人を募集する。ただし、提案内容により施設改修が必要と判断された場合は令和5年4月事業開始となる場合がある。
- ・プロポーザル方式により、応募資格を満たす応募者の提案を審査し決定する。
- ・23区内に認可保育所を設置し、事業開始日において3年以上運営していることを応募要件とする。

- ・特別保育事業を多く実施できる事業者を優先する。
- ・事業者として提案する事項の中でも、保育の引継ぎ内容については重視する。
- ・事業予定者の選定について、会計審査、保育内容専門審査、事業者の意欲確認を行う。
- ・応募手続きについて令和2年9月1日～令和2年10月23日までを公募期間とする。

【ア】池袋第三保育園の特色や特に配慮するご家庭があるかなど、園の状況を教えてほしい。

【事】特色の一つとしては、地域柄、外国籍のお子さんが多いという傾向がある。外国籍のお子さんの在籍率が区立園の平均4.5%に対し、池袋第三保育園は14.4%である。保護者説明会の資料についても、ふりがな付きのものを用意している。

【ア】それを踏まえると、P.6(8)に「特別な配慮が必要な子どもの受け入れ・保育の考え方」という項目について、既存園でどのような対応をしているか、あるいは本園でどのようにやっていくのか、公募要項か採点表で明記するのはどうか。

【事】公募要項の中に明記する方向で検討する。

【イ】P.3(4)特別保育事業について、区として特に実施してほしい事業や、すでに現園が現在行っている事業があれば教えてほしい。

【事】池袋第三保育園においては、施設の都合上、病児保育事業等は難しいとは考えているが、事業者の提案に沿って検討していきたい。現在は延長保育事業を20時まで行っている。現状以上なので、これ以上延ばすとなると夜間保育事業になるが、提案があれば検討したい。エリアとしては繁華街が近いので、夜間までの保育が可能であれば、希望する保護者もいるのではないかと。

【イ】夜間保育事業は保護者のニーズが多いが、一方で子どもの最善の利益という観点から、きちんと夜間保育を実施していただけるかということもきちんと審査しなければならない。

【イ】同じ箇所「医療的ケアを要する保育」の記載があるが、区立園では難しいと聞いている。民営化に際して、区として特に重視したいという考えがあるか。

【事】現在でも難病のお子さんや医療的配慮が必要なお子さんのお預かりは行っているが、職員体制の点からなかなか難しい。専門職である看護師は各園にいるが、複数配置しなければいけないのではないかなど、区立であっても難しい。公募要項に記載はしているが、私立園の場合、かなり力量がないと難しい。入園の手続き自体は区が行うため、どの程度の配慮が必要か等、区が全面的に関わって行う必要がある。

【イ】区が関わっていただけるということで安心した。

【ウ】先ほど出た「園の特徴」について、公募要項に明記するというだけでよいか。

【事】池袋第三保育園の特色に合わせて公募を行うべきであることから、検討して明記する方向で進めたい。

【ア】どこに記載するか。

【事】できるだけ詳しく記載し、現状を引継ぎ、それに加えてさらに民間の力をどう活用できるかという部分を注視していきたい。記載する箇所としては「3 施設の状況

および条件等」がハード面中心になっているので、そこにソフト面の内容をプラスしたい。

【ア】コロナ禍において、応募がどれくらいあるかを心配している。現状を明確に示した方が意欲のある事業者が応募してくれるのではないか。

【エ】事業者決定後に施設改修が必要な場合、一年で完了するか。

【事】平成 26 年の段階で大規模改修等が実施済みである園が民営化園に決定されていることを踏まえ、大規模改修はないと考えている。

民営化を一年遅らせてでも実施すべき、という提案をした事業者が選定されれば検討するが、基本的には改修工事なしで考えている。

ただ、施設自体は昭和 43 年に建ったものであり、事業者決定後に締結する協定書の中で、将来的な見通しとしては園舎の建て直しをするよう盛り込む予定である。

【ア】P.7 の日常の保育場面映像について、前回は事業者によって内容が異なっていたが、食事、園庭での遊び、午睡など場면을指定して作成してもらうのはどうか。各事業者の特徴がわかる PR 場面を加えてもよい。

【事】既存施設視察は園ごとに時間帯が異なるので、公平性の観点からもよいと考える。

【イ】保護者の理解が得られれば、朝の受け入れや帰りのお迎え、夜間保育を行っている場合はその場面も含めてほしい。

【事】朝夕の受け入れのほか、特別保育事業を提案するならその場面を、ということで場面を絞りたい。遊びは園庭での遊びということでよいか。

【ア】できれば園庭、戸外の遊びがよい。室内の様子は視察の際に確認できる。

【ア】今回の意見を踏まえて公募要項を修正してほしい。いつから公募開始となるか。

【事】いただいた意見を反映して公募要項を修正し、各委員にご確認いただく。9 月上旬から公募を開始したい。2 か月程度の募集期間とする予定である。

#### (8) 審査会の進行と選定の方法について【資料 1-4】

- ・審査会開催手順及びスケジュール
- ・保護者の関与
- ・運営事業者選定審査基準

【事】昨今のコロナ禍における社会情勢を踏まえ、第二回選定審査会については Web 通話システムを用いたオンライン会議で開催したいと考えている。第三回以降の選定審査会についても社会情勢を踏まえその都度審議方法をお諮りしたい。

【イ】状況を見て、対面のできるのであれば対面の方が伝わりやすい部分もあると思う。感染者数等の社会情勢を踏まえてその都度対応してほしい。

【ア】感染者数等の状況により事務局で判断してほしい。システム的な対応は問題ないか。

【事】区も現在対応が進んでいる。状況を見て対応していきたい。

【イ】 日常の保育場面映像について、5分程度となっているが、社会情勢によって視察ができない可能性があることを考えるとそれより長くてもかまわない。

委員としては、できれば視察は実施したいと考えている。

【事】 映像の作り方は先ほどのご意見を参考に整理する。視察の補完になる資料と考えているため、ポイントを絞って用意してほしい。

【ウ】 保護者会で要望を集約するとあるが、開催予定はどのようになっているか。

【事】 本審査会に先立ち8月20日に第一回保護者会を行った。この後、公募を開始した後の9月11日にも開催を予定している。また、公募が終わった後、各応募事業者から提出された提案資料を、事業者名を伏せて保護者の皆様に見ていただき、ご意見をいただく、ということで考えている。保護者から提出された要望書は第二回選定審査会で共有させていただく。

【エ】 会計審査とあるが、コロナ禍の影響により決算が悪くなっている可能性はないか。通常通りの方法では手を挙げる事業者を狭めてしまうのではないか。

【事】 コロナ禍により臨時休園になったかどうかに関わらず運営費は支払われており、会計的な影響を大きくは受けてはいないと考えている。むしろコロナ禍においてどのような運営をしているのかということを見たい。

【ウ】 提出する決算は平成29年度から平成31年度分なので、まだそこまでコロナ禍の影響は出ていないのではないか。

【オ】 3年間の決算に基づくのは、認可を受ける要件を満たしているかの確認ということでよいか。

【事】 その通り。東京都において、法人全体で過去3年間に赤字があると認可されない。

(9) その他

【イ】 池袋第三保育園が大切にしていることや保育方針を説明してほしい。保護者が信頼するポイントであり、それを踏襲するという視点から、選定委員としても共有しておきたい。また、なるべく良い法人に応募してほしいと思う。事業者に対する働きかけはHP以外にはどのように行うか。

【事】 HPによる周知に加えて、現在区内で認可保育所を運営しているすべての事業者に周知を行う。

【エ】 地理的には旧大明小が近いなど特徴があるので、それを踏まえて提案してほしい。

【ア】 保育理念や考え方、ここは引き継いでほしい、という点は確認しておきたい。

また、社会情勢は厳しいが、視察か、それに代わる何かは実施したい。

【事】 保育内容専門審査は外部有識者のお二人にお願いしたい。

(10) 閉会

※ 審議経過の記載が2頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

<p>会 議 の 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の審査会での意見等を踏まえた公募要項(案)を作成し、各委員による内容確認を行い、公募要項を決定していく。</li> <li>・約2か月の公募を経て、第2回審査会で一次審査（書類審査）を行い二次審査対象者を絞り込む。二次審査として、既存保育園視察及びプレゼンテーション、学識経験者からの考察結果を踏まえて事業者を決定していく。</li> </ul>
<p>提出された資料</p>	<p>資料1-1 区立保育園民営化の経緯と池袋第三保育園民営化の進め方について</p> <p>資料1-2 豊島区保育施設の配置と民営化・委託化の状況（MAP）</p> <p>資料1-3 豊島区立池袋第三保育園民営化運営事業者公募要項【案】</p> <p>資料1-4 選定審査会進行及び運営事業者選定審査基準</p> <p>資料1-5 第一次審査評定表</p> <p>資料1-6 第二次審査評定表</p> <p>参考1-1 民間保育所事業者選定審査会（池袋第三保育園）委員名簿</p> <p>参考1-2 豊島区民間保育所事業者選定審査会設置要綱</p> <p>参考1-3 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱</p>
<p>そ の 他</p>	<p>第二回選定審査会は11月頃の開催とする。コロナ禍の状況を踏まえ、後日改めて日程調整を行う。</p>